

変更届の手引きと記入例

登録事項に変更があったときは、2週間以内に届出をしてください。（「士法第23条の5第1項」）
ただし、所属建築士に変更があったときは、3カ月以内に届出をしてください。（「士法第23条の5第2項」）

提出先は、一般社団法人北海道建築士事務所協会の各支部です。

*事務局所在地 (<http://www.do-kjk.or.jp/guide/>)

●登録事項の変更に必要な書類について

* _____ がついている書類は、ダウンロードしてご使用ください。

（詳しい記入要領は、●登録申請書の手引きと記入例(pdf) をご覧ください。）

*添付書類として提出される、会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書）は、新・旧の変更事項と日付が記載されていることを、必ず確認してください。

1. 建築士事務所登録事項変更届 <u>2通</u> （正本・副本になります）
2. 変更事項に伴う添付書類 *変更事項により異なります。
○事務所名称の変更の場合
<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款 1通（コピー可） ・会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書） 1通 （<u>原本</u>・直近3ヶ月以内のもの） <p><個人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類は必要ありません。
○開設者の名称・組織の変更の場合（有限から株式への変更、又は株式から有限への変更）
<ul style="list-style-type: none"> ・定款 1通（コピー可） ・会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書） 1通 （<u>原本</u>・直近3ヶ月以内のもの） <p>*個人から法人への変更、又は法人から個人へ変更する場合や、事務所の種別（級）の変更の場合は、新規登録となるので、旧事務所の廃業届と、新しい事務所の登録申請を、同時に手続きしてください。</p>

○所在地の変更の場合

＜法人の場合＞

- ・会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書） 1通
（原本・直近3ヶ月以内のもの）

*事務所所在地が登記されていない場合、機構図又は所在地確認の出来るもの（郵便物等の写し）を添付してください。

- ・事務所の所在地略図 1通

＜個人の場合＞

- ・郵便物等、所在地が確認出来るものの写し

- ・所在地略図 1通

＜法人・個人ともに＞

- ・住居表示による変更の場合は、市町村より発行される通知書の写し 1通

○開設者（登録申請者）の氏名の変更の場合

- ・会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書） 1通
（原本・直近3ヶ月以内のもの）

- ・役員名簿（別添1） 1通

- ・登録申請者の略歴書（添付書類ロ） 1通

- ・登録申請者の誓約書（添付書類ハ） 1通

*個人の事務所の場合は、廃業扱いとなります。

○法人の役員の変更の場合（開設者を除く）

- ・役員名簿（別添1） 1通

- ・会社法人用登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書） 1通
（原本・直近3ヶ月以内のもの）

○管理建築士の変更の場合

- ・管理建築士の住民票 1通（原本・直近3ヶ月以内のもの）

- ・管理建築士の建築士免許証の写し 1通

*変更届持参の場合は、建築士免許証の原本も必ずお持ちください（確認後返却）

- ・管理建築士が受講した管理建築士講習修了証の写し 1通

- ・管理建築士の略歴書（添付書類ロの2） 1通

- ・所属建築士変更事項（別添2） 1通

○所属建築士の変更の場合

- ・所属建築士変更事項（別添2） 1通

○姓の変更の場合

- ・戸籍抄本 1通

- ・建築士免許証（新しいもの）の写し 1通

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

令和 3 1 月 5 日

変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください

北海道指定事務所登録機関
一般社団法人北海道建築士事務所協会会長 様

届出者
開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名)

北海道建築設計株式会社

代表取締役 北海 春男

建築士事務所の登録事項に変更があったので、建築士法第23条の5 第1項第2項の規定により、

変更前の事項を記入してください

建築士事務所	開設者の氏名又は名称	北海道建築設計株式会社 代表取締役 北海 建男
	建築士事務所の名称	北海道建築設計株式会社
	建築士事務所の所在地	〒 9 9 9 - 9 9 9 9 電話番号 (888) 8 8 8 - 8 8 8 8 札幌市中央区大通1丁目1番1号
	登録年月日	平成 28 年 2 月 5 日
	登録番号	北海道知事登録 (石) 第 9999 号

項目	変更前	変更後	変更年月日
建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	年
			月 日
建築士事務所の所在地	〒	〒	年
			月 日
電話番号	()	()	
開設者の氏名又は名称	ふりがな ほかかい たてお	ふりがな ほかかい はるお	令和 2 年
	代表取締役 北海 建男	代表取締役 北海 春男	12 月 1 日
法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1のとおり		
管理建築士	ふりがな さっぽろ いちろう	ふりがな いしかり じろう	令和 3 年
	氏名 札幌 一郎	氏名 石狩 二郎	
	登録番号 第99999号	登録番号 第11111号	
	登録年月日 平成8年1月20日	登録年月日 平成10年2月20日	
	一級・二級・木造の別 一級	一級・二級・木造の別 一級	
	管理建築士講習を修了した年月日 平成 22 年 6 月 1 日 修了証番号 第 081A-7777P 号		1 月 5 日
所属建築士	別添2のとおり		
その他			年 月 日
※受付印	※審査		※審査年月日
	※登録簿記帳年月日		※通知年月日
※備考欄			

(作成担当者)

適合証明 している
技術者登録 していない

部署: 総務課
氏名: 旭川 陽子
TEL: (888)888-8888

- 1 開設者(登録申請者)の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。

別添1

役員名簿

変更前		変更後		
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	性別	生年月日
ほっかい たてお 北海 建男	代表取締役	ほっかい はるお 北海 春男	男・女	昭和 34 年 4 月 17 日
ほっかい ゆきこ 北海 雪子	取締役	ほっかい ゆきこ 北海 雪子	男・女	昭和 36 年 12 月 25 日
ほっかい はるお 北海 春男	取締役	たきがわ あきお 滝川 秋男	男・女	昭和 38 年 5 月 20 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日
			男・女	年 月 日

(注) 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
 2 この書類に記入しきれない場合は、別紙に記入して添えてください。

所属建築士変更事項

○ 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	当該建築士事務所に属することとなった日
いしかり じろう 石狩 二郎	一級	第11111号		設備設計一級建築士	第555号	令和2年11月1日

○ 所属建築士として登録されている者

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	当該建築士事務所に属さないこととなった日
さっぼる いちろう 札幌 一郎	一級	第99999号		構造設計一級建築士	第333号	令和2年11月30日
はこだて たろう 函館 太郎	一級	第88888号				
あさひかわ さぶろう 旭川 三郎	二級	(十)第7777号	北海道			
ほっかい たてお 北海 健男	二級	(石)第6666号	北海道			令和2年12月31日
おたる ごろう 小樽 五郎	木造	(網)第55号	北海道			
変 更 前				変 更 後		
計	一級建築士	2 名	二級建築士	2 名	一級建築士	2 名
	二級建築士	2 名	木造建築士	1 名	二級建築士	1 名
	木造建築士	1 名	構造設計一級建築士	1 名	木造建築士	1 名
	構造設計一級建築士	1 名	設備設計一級建築士	名	構造設計一級建築士	名
	設備設計一級建築士	名			設備設計一級建築士	1 名

注 1 「所属建築士として登録されている者」については、登録されている全ての所属建築士を記入の上、当該建築士事務所に属さないこととなった建築士について、当該建築士事務所に属さないこととなった日を記入してください。

2 この書類に記入しきれない場合は、別紙に記入してこの書類に添えてください。

添付書類(口)

略 歴 書 (登録申請者)

(記入注意)

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名	氏名	ほっかい 北 海	はるお 春 男	生年月日	昭和 59 年 4 月 17 日
建 築 士 の 資 格		一級建築士 <input type="checkbox"/>	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
		二級建築士 <input type="checkbox"/>	なし <input checked="" type="checkbox"/>		
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別	
	平成 19 年 3 月 31 日	東 乃 大 学 経 営 学 科		卒 業	
職 歴	期 間	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	年 月 ~ 年 月				
	平成 27 年 6 月 ~ 現在	北 海 道 建 築 設 計 株 式 会 社		代 表 取 締 役	
平成 25 年 6 月 ~ 平成 27 年 5 月	北 海 道 建 築 設 計 株 式 会 社		取 締 役		
平成 19 年 4 月 ~ 平成 25 年 3 月	株 式 会 社 東 乃 建 設		営 業 課 長		

添付書類(口)の2

略 歴 書 (管理建築士)

(記入注意)

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名		いしかり じろう 石狩 二郎	生年月日	昭和39年10月2日
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	登録番号 第1111号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
学歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・修了・中退の別	
	昭和62年3月31日	西乃大学建築学部建築学科	卒業	
職歴	期 間 年 月 ~ 年 月	勤 務 先	地 位・職 名	
	平成27年6月~現在 昭和62年4月 ~平成27年3月	北海道建築設計株式会社 株式会社西乃建築事務所	設計係長・管理建築士 設計主任	

注 登録申請者が建築士事務所を管理する建築士を兼ねているときは、省略できます。

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

北海道建築設計株式会社

代表取締役

登録申請者の氏名又は名称 北海 春男

北海道指定事務所登録機関

一般社団法人北海道建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

建築士事務所 所在地 略図

一級
二級
本造

事務所の名称 **北海道建築設計株式会社**

事務所所在地

〒999-9999

札幌市中央区大通1丁目1番1号

電話 (888) 888-8888

注意 建築士事務所の所在がわかるように、必要な道路名、駅名、停留所等を記入してください。